

ペットフード輸入業者 チェックリストの例

責任者の確認が済むまでは輸入手続や販売を開始しないこと

1 輸入する製品の概要

製品名	
輸入元国	
原産国 (実質的な変更をもたらす 最終加工工程を完了した国)	

2 輸入前確認事項

責任者	担当課長	担当者

	確認項目	日付	確認者	備考
原材料	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いのある原材料を用いていないこと			
	猫用の場合は、原材料にプロピレングリコールを使用していないこと			
	原材料に専ら医薬品に該当する成分を含んでいないこと (判断出来ない場合は、農水省畜水産安全管理課(薬事監視指導班)に照会)			
製造方法	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来してペットフード中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行っていること			
	製造者における製品規格書や製造工程表を入手し、製造方法の概要を確認			
包装の表示	商品名(犬用、猫用の区別がつくこと)			
	原材料名(全ての原材料を記載すること。添加物の用途表示漏れ注意。)			

	賞味期限（リパックする場合は、リパックを行う事業者が科学的・合理的根拠に基づき適正に表示すること）			
	製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所（製造元、発売元の表記は不可）			
	原産国名（実質的な変更をもたらす最終加工工程を完了した国）			
	その他（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、景品表示法、ペットフード公正競争規約等）			
最終製品	「愛玩動物用飼料の検査法」（21 消技第 1764 号 FAMIC 理事長通知。以下、「公定法」）による分析で、基準・規格を満たしている			
	公定法以外の方法による分析で、基準・規格を満たしている（公定法での確認が別途必要）			
	（必要に応じ）ペットフード安全法の表示の基準について、地方農政局等への照会			
	（必要に応じ）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する表示について、農水省畜水産安全管理課（薬事監視指導班）への照会			
	その他（動物検疫や植物検疫等の必要性）		あり・なし	

責任者	担当課長	担当者

3 輸入後確認事項

確認項目	日付	確認者	備考
品質基準（自社基準）への適合状況確認			
公定法によるペットフード安全法の基準・規格への適合状況確認のための検査頻度（予定）	○ロットごと		
表示の基準の適合状況確認（名称、原材料名、賞味期限、事業者名・住所、原産国名）			

* ペットフード安全法に基づき必要な事項を中心に記載しています。必要に応じて、他法令に関するチェック項目を追加してご使用ください。

（ ホームページに掲載されているペットフード安全法のリーフレットやQ&A もご参照ください
<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/> ）